

平成 29 年 5 月 9 日

独立行政法人労働者健康安全機構

三重産業保健総合支援センター長 殿

三重労働局労働基準部

健康安全課長

平成 29 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の実施への協力依頼

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、たばこは肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、国民の健康維持を図るためには、喫煙の健康影響についての知識の普及啓発等、たばこ対策はきわめて重要な課題となっています。

「世界禁煙デー」は、世界保健機構（WHO）の決議により昭和 63 年にはじめて設けられ、平成元年からは 5 月 31 日と定められています。

厚生労働省では平成 4 年から「世界禁煙デー」からの 1 週間を「禁煙週間」（5 月 31 日～6 月 6 日）と定め、各種の施策を講じてきました。今年度は、受動喫煙による健康への悪影響から人々を守ることを目的として、「2020 年、受動喫煙のない社会を目指して～たばこの煙から子供達を守ろう～」を禁煙週間のテーマとして、別紙 平成 29 年度「禁煙週間」実施要綱 に従い、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うこととしています。

つきましては、貴団体におかれましても「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨をご理解の上、受動喫煙防止対策の実施等について、会員各位への周知に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 平成29年度「禁煙週間」実施要綱

### 1. 名 称

平成29年度「禁煙週間」

### 2 趣 旨

喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっている。

世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初めての世界保健総会決議を行い、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

厚生労働省において実施している「健康日本21（第二次）」やがん対策推進基本計画の目標でもある「未成年者の喫煙をなくす」ためには、喫煙による健康影響を認識させることが重要であり、また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づく第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択され、我が国においても、平成22年2月に、基本的な方向性として、公共の場は原則として全面禁煙であるべき等を記した通知を発出し、平成24年度においては、受動喫煙防止対策の徹底について通知を発出した。また、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」において、受動喫煙防止対策の強化が明記され、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に、受動喫煙防止対策強化検討チームを立ち上げ、検討を進めている。

今年度は、受動喫煙による健康への悪影響から人々を守ることを目的として、「2020年、受動喫煙のない社会を目指して～たばこの煙から子ども達をまもろう～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものである。

### 3 禁煙週間のテーマ

「2020年、受動喫煙のない社会を目指して～たばこの煙から子ども達をまもろう～」

（参考）WHO 世界禁煙デーのテーマ：Tobacco - a threat to development

### 4 期 間

平成29年5月31日（水）から平成29年6月6日（火）まで

### 5 主 唱（予定）

厚生労働省、（公社）日本医師会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本薬剤師会、（公社）日本看護協会、たばこと健康問題 NGO 協議会＜（公財）がん研究振興財団、（公財）結核予防会、（公財）健康・体力づくり事業財団、（一財）日本公衆衛生協会、（公財）日本心臓財団、（公財）日本対がん協会＞、国立研究開発法人 国立がん研究センター

## 6 本週間に実施する事項

### (1) 厚生労働省における取組

厚生労働省、施設等機関及び地方支分部局は、たばこ対策関係省庁と連携し、次の事業を実施し、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等について、国民一人ひとりが身近な問題としてとらえ、継続して取り組んでいけるようなたばこ対策の推進を図る。

#### ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・厚生労働省ホームページによる世界禁煙デー及び禁煙週間の情報提供
- ・本週間用ポスターの作成、配布及び掲示
- ・関係省庁及びそれら省庁を通じ関係機関等に対し、本週間用ポスターの掲示を要請
- ・世界禁煙デー記念イベントの開催

#### イ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（庁舎内全面禁煙等）
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・関係省庁及びそれら省庁を通じ関係機関等に対し、施設内における受動喫煙防止対策の実施について協力を要請
- ・関係団体等に対し、受動喫煙防止の普及啓発用チラシを配布し、受動喫煙防止対策の実施について協力を呼びかける

#### ウ その他

### (2) 地方自治体における取組

都道府県、政令市、特別区及び市町村は、次のような事業の実施を図り、地域におけるたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等と積極的に連携を図るものとする。

#### ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
- ・本週間用ポスターの配布及び掲示

（ポスターの掲示については、未成年者の喫煙防止や受動喫煙防止に効果的な場所を選ぶなど配慮すること。）

- ・シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催
- ・禁煙シール等の配布、公用車等への貼附による普及啓発

#### イ 未成年者の喫煙防止対策

- ・児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施

#### ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（事務室内禁煙等）
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施

#### エ 禁煙支援

- ・保健所、市町村保健センターにおける喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施
- ・医療保険者の保健事業実施担当者、事業所の安全衛生担当者等の協力を得て、職場における喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施（健診会場での実施等）
- ・禁煙普及員の養成及び周知

#### オ その他